

日行連発第 45 号
平成 30 年 4 月 17 日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠 田 和 夫
許認可業務部
部長 矢 野 浩 司

タカタ製エアバッグに係るリコール改修対象車両の OSS 申請の留意点について（周知）

国土交通省では、タカタ製エアバッグのリコール改修促進のため、平成 30 年 5 月 1 日から、タカタ製エアバッグに係るリコール未改修車両については、車検で有効期間を更新しない措置を講じます。そのため、OSS 申請についても、未改修車両であった場合には申請時点で申請が却下されることとなります（受付無効）。

この場合において、ディーラー等でリコール改修を受けた後、自動車登録検査業務電子情報処理システム（MOTAS）へリコール改修済の状況が反映されるまでに概ね 4 日程度（閉庁日を除く。）かかることから、改修後、再度 OSS 申請を行う場合にあっては、保安基準適合証の有効期間（検査の日から 15 日間）に留意するよう、国土交通省より注意喚起がありましたのでお知らせいたします。

なお、リコール改修後、OSS 申請から改善措置済証及び OCR シート申請書等の窓口提出による申請に切り替える場合は、OCR 申請書に使用者からの押印又は署名が必要となることもあわせてご留意ください。

本情報については、会員サイトにおいても周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力くださるようお願いいたします。

【参考】

国土交通省ホームページ

報道発表資料

「エアバッグのリコール未改修車両を車検で通さない措置を開始します。」

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_002813.html

自動車のリコール・不具合情報

「エアバッグのリコール未改修車両を車検で通さない措置について」

http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/recallinfo_003.html

以上